

裾野市地域公共交通活性化協議会要綱

(目的)

第1条 裾野市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条及び同法施行規則第9条の2の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）の作成に関する協議及び公共交通計画の実施に係る連絡調整を行うために設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を行う。

- (1) 全市的かつ総合的な交通政策の策定及びその推進に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (3) 公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (4) 公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者により組織するものとする。

- (1) 市民又は地域公共交通の利用者の代表者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般社団法人静岡県バス協会長またはその指名する者
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (5) 国土交通省沼津河川国道事務所長又はその指名する者
- (6) 静岡県沼津土木事務所長又はその指名する者
- (7) 裾野警察署交通課長
- (8) 学識経験者
- (9) 国土交通省中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名する者
- (10) 静岡県交通基盤部地域交通課長又はその指名する者
- (11) 裾野市職員
- (12) 前各号に掲げる者のほか、協議会が特に必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、選任された年度の翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監事 1名

2 前項の役員は、委員の互選によりこれを選出する。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を会長に報告する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員でない者の出席を求め、意見を聴くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面議決)

第8条 会議は、軽微な事案又は緊急を要する場合には、書面により全委員の賛否を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 前項の規定は、委員の代理議決を認めない。

3 書面議決の結果は、書面又は次回の会議において全委員に報告するものとする。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、委員及び関係者はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(専門部会等)

第10条 会長は、第2条に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に専門部会又は分科会を置くことができる。

2 専門部会又は分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、裾野市建設部都市計画課に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。